

食堂楽 Pay 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、食堂楽 Pay をご利用いただくにあたっての利用者と当社との間の契約関係を定めたものです。

第1条（定義）

本規約において用いる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「当社」とは、エヌ・エス・システム株式会社のことをいいます。
- (2) 「食堂楽 Pay」とは、設置企業の社員食堂等において利用することができる決済システムのことをいいます。
- (3) 「設置企業」とは、食堂楽 Pay が導入される社員食堂等を設置する企業のことをいいます。
- (4) 「食堂運営事業者」とは、設置企業において社員食堂等の運営を行う事業者のことをいいます。
- (5) 「利用者」とは、設置企業が食堂楽 Pay の利用を認めた設置企業に勤務する者で、かつ、食堂楽 Pay の利用者としての登録が完了した者をいいます。
- (6) 「食堂楽 Pay 利用契約」とは、本規約を契約条件として利用者と当社との間で締結される食堂楽 Pay に関する利用契約のことをいいます。

第2条（利用条件）

食堂楽 Pay は、利用者が設置企業に在籍している期間のみ利用することができます。利用者が設置企業に在籍しなくなった場合（その理由を問いません。）、自動的に登録が抹消され、利用者は食堂楽 Pay を利用することはできません。

第3条（登録）

1. 食堂楽 Pay の利用を希望する者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、食堂楽 Pay の利用者としての登録を申請することができます。
2. 当社は、当社の基準にしたがって、前項に基づいて登録申請を行った者（以下「登録申請者」といいます。）の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の利用者としての登録は、当社が当該通知を行ったことをもって完了します。
3. 前項に定める利用者としての登録の完了時に、当社と利用者との間で食堂楽 Pay 利用契約が成立し、利用者は本規約に従い、食堂楽 Pay を利用することができます。
4. 当社は、登録事項の内容、食堂楽 Pay の利用状況及び取引情報等に基づき、独自に審査

を行います。審査の結果、利用者としての登録拒否や登録後に食堂楽 Pay の利用停止となる場合があります。なお、当社は、審査の内容、結果及びその理由等について、開示する義務を一切負いません。

第4条（登録事項の変更）

利用者は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第5条（ID、パスワードの管理）

1. 当社又は設置企業は、利用者に対して、食堂楽 Pay に係る ID 及び ID に紐づけられたパスワード（以下総称して「食堂楽 ID 等」といいます。）を付与します。
2. 利用者は、自己の責任により食堂楽 ID 等を利用、管理するものとし、食堂楽 ID 等の利用、管理に関しては、利用者が一切の責任を負うものとします。食堂楽 ID 等の紛失、第三者による不正利用等によって利用者に損害等が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

第6条（食堂楽 Pay の利用方法）

1. 利用者は、設置企業の社員食堂等で食堂楽 Pay を利用することによって、商品代金の決済を行うことができます。
2. 利用者は前項に基づき決済を行った商品代金相当額を別途設置企業の指定する方法で支払うものとします。
3. 食堂楽 Pay の利用に要する携帯電話、スマートフォン等の端末機器、通信料等の費用は、利用者の負担とします。

第7条（設置企業による情報の取得）

1. 利用者は、食堂楽 Pay の利用に関して、設置企業が次の各号に定める利用者に関する情報（以下総称して「利用者情報」といいます。）を取得できることに予め同意します。
 - (1) 利用者の氏名、所属（部署、グループ等）
 - (2) 利用者の食堂楽 Pay の利用状況（利用日時、購入商品情報等）
 - (3) 利用者の決済状況（利用金額、未払金額等）
2. 利用者が、設置企業による利用者情報の全部又は一部の取得を拒否した場合、食堂楽 Pay の全部又は一部を利用することができない場合があります。

第8条（当社による利用者情報の取扱い）

当社は、利用者情報等の利用者に関する個人情報を取扱う場合、別途当社の定める「プライバシーポリシー」に基づき取扱うものとし、利用者は予めこれを承諾して食堂楽 Pay を

利用するものとします。

第 9 条（禁止事項）

利用者は、食堂楽 Pay の利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社、食堂運営事業者、設置企業又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当社の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）。以下同じです。）、名誉、信用その他の権利又は利益を侵害する行為
- (5) 当社が食堂楽 Pay に関して提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
- (6) 食堂楽 Pay を含め当社のサービスを妨害するおそれのある行為
- (7) 当社のネットワーク又はシステム等への不正アクセス
- (8) 他の利用者の食堂楽 ID 等を利用する行為
- (9) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為

第 10 条（食堂楽 Pay に係るサービスの提供停止）

1. 当社は、食堂楽 Pay に係るサービスの定期点検等の事由が生じた場合、利用者に事前に通知することにより、また、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に食堂楽 Pay に係るサービスの全部又は一部の提供を停止することができます。
 - (1) 食堂楽 Pay に用いる設備等の保守を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 地震、落雷、台風、洪水、津波等の自然災害により食堂楽 Pay の提供が困難となつた場合
 - (3) 火災、停電その他の事故により食堂楽 Pay の提供が困難となつた場合
 - (4) 戦争等の国際情勢、紛争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により食堂楽 Pay に係るサービスの提供が困難となつた場合
 - (5) その他、運営上又は技術上当社が食堂楽 Pay に係るサービスの一時的な停止が必要と任意に判断した場合
2. 利用者は、前項に基づき食堂楽 Pay に係るサービスの全部又は一部を利用することができないことに関し、当社に対して損害賠償の請求等を行うことはできません。

第 11 条（権利帰属）

当社ウェブサイト及び食堂楽 Pay に関する知的財産権は、すべて当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属し、本規約に基づく食堂楽 Pay の利用許諾は、食堂楽 Pay の利用に必要な範囲に限られ、食堂楽 Pay の利用に必要な範囲を超えて、当社ウェブサイト及び食堂楽 Pay に関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

第 12 条（登録抹消）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知又は催告することなく、利用者としての登録を抹消することができます。

- (1) 設置企業に在籍しなくなった場合（その理由を問いません。）
- (2) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (3) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (5) その他、当社が利用者としての登録の継続を適当ではないと合理的に判断した場合

第 13 条（退会）

利用者は、当社所定の手続の完了により、いつでも、食堂楽 Pay 利用契約を解除し、利用者としての登録を抹消することができます。

第 14 条（免責事項）

1. 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、食堂楽 Pay の利用により利用者に発生した損害について、利用者に対して賠償する責任その他のいかなる責任も負いません。
2. 当社は、当社ウェブサイト又はサーバ等から利用者に対して送付される電子メール及びコンテンツに、有害なコンピューター・ウィルス等が含まれていないことについて、いかなる保証もしません。
3. 当社は、当社ウェブサイト等で開示する情報につき、明示されているか否かにかかわらず、その情報の真実性、目的適合性、適法性、有用性、安全性及び正確性等について、いかなる保証もしません。当社ウェブサイト等において行われる、当社以外の者が提供するサービスや商品等の広告に関し、当社は、その内容等について、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負いません。
4. 当社は、利用者と食堂運営事業者との間の商品等の取引等について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性及び履行等についていかなる責任も負いません。食堂運営事業者の商品等及び食堂運営事業者との取引等に係る問題は、利用者と食堂運営事業者との間で解決するものとします。

第 15 条（損害賠償）

1. 利用者が食堂楽 Pay の利用に関して設置企業、食堂運営事業者、他の利用者、提携会社又は第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用負担で解決し、当社に損害を与えてはならないものとします。
2. 利用者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該利用者に対して当該損害の賠償の請求を行うことができます。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼう又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること
 - (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為を自ら行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 当社の名誉や信用等を毀損する行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が前二項各号のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告なく、直ちに食堂楽 Pay 利用契約を解除することができます。この場合において、利用者は、当社に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできません。

第 17 条（権利義務の譲渡等）

1. 利用者は、食堂楽 Pay 利用契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は食堂楽 Pay 利用契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。
2. 当社は、食堂楽 Pay に係る事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い本規約に係る契約上の地位、本規約及び本規約に付随する契約に基づき生じる一切の権利義

務を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき予め同意したものとします。なお、本条に定める事業譲渡には、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 18 条（規約の範囲及び変更）

1. 当社ウェブサイト上における表示又はその他の方法により規定する本規約の個別規定及び当社が随時利用者に対し通知する本規約の追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約の規定と個別規定及び追加規定の定めが異なる場合には、個別規定及び追加規定の定めが優先します。
2. 当社は、次の各号に該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、当社ウェブサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で利用者に周知した上で、本規約を変更（食堂楽 Pay の一部又は全部の廃止を含みます。以下本項において同様とします。）することができます。この場合には、食堂楽 Pay の利用条件は、変更後の本規約によります。
 - (1) 変更の内容が利用者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相合性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合

第 19 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能となる場合であっても、当該無効又は執行不能となった条項以外の他の条項及び、当該条項のうち一部が無効又は執行不能となった部分以外の他の部分は、効力を有します。

第 20 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 4 月 7 日 制定